


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い 実施規則について					
			区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要旨</p> <p>介護保険法にある福祉用具購入費及び住宅改修費の償還払いによる給付について、居宅要介護被保険者等の一時的な費用負担の軽減を図り、居宅要介護被保険者等の福祉の増進を図るため、受領委任払いによる給付を可とする規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 償還払い制は現行どおり継続し、新たに受領委任払い制を可とするもの。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 居宅要介護被保険者等の一時的な費用負担が軽減され、居宅要介護被保険者等の福祉の増進が期待できる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。